

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和6年8月1日

会議の名称	庁議
開催日時	令和6年8月1日（木）13時15分～13時55分
開催場所	庁議室
出席者職氏名	市長 香川武文 副市長 櫻井正彦 教育長 柚木博 総合行政部長 村山修 総務部長 豊島俊二 市民生活部長 松井俊之 福祉部長 中村修 子ども・健康部長 近藤政雄 都市整備部長 滝田和浩 市長公室長 松永仁 上下水道部長 山崎仁 会計管理者 寺嶋勝弘 選挙管理委員会事務局長 榎本章一 教育政策部長 今野美香 (計14人)
欠席者職氏名	議会事務局長 北村竜一
説明員職氏名	【付議】 1 総務部長 豊島俊二 2 総務部長 豊島俊二 3 総務部長 豊島俊二 4 総務部長 豊島俊二 5 子ども・健康部長 近藤政雄 6 子ども・健康部長 近藤政雄 7 上下水道部長 山崎仁 8 上下水道部長 山崎仁 9 上下水道部長 山崎仁 10 上下水道部長 山崎仁 【報告】 1 福祉部長 中村修
議 題	【付議】 1 令和6年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について

	<p>2 令和5年度志木市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに定額運用基金の運用状況について</p> <p>3 令和5年度志木市一般会計継続費精算報告書について</p> <p>4 志木市税条例の一部を改正する条例について</p> <p>5 志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例について</p> <p>6 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について</p> <p>7 令和6年度志木市水道事業会計補正予算（第1号）について</p> <p>8 志木市水道事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の改正について</p> <p>9 令和5年度志木市水道事業利益余剰金の処分及び決算の認定について</p> <p>10 令和5年度志木市下水道事業利益余剰金の処分及び決算の認定について</p> <p>【報告】</p> <p>1 自動車事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について</p>
結 果	<p>【付議】</p> <p>1～10 了承</p> <p>【報告】</p> <p>1 了解</p>
事務局職員職氏名	秘書課長 小堀 健
その他必要事項	特になし
会議内容の記録（経過、結果等）	
<p>開会</p> <p>総合行政部長が開会を告げる。</p> <p>【付議】</p> <p>1 令和6年度志木市一般会計及び特別会計補正予算について</p> <p>○概要説明：総務部長</p> <p>既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたため次の補正予算を調製するものである。</p>	

- ・令和6年度一般会計補正予算（第4号）
※債務負担行為、地方債の補正含む
- ・令和6年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ・令和6年度介護保険特別会計補正予算（第1号）
- ・令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

【補正予算の内容】（単位：千円）

会計区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額
一般会計（第4号）	31,401,895	514,501 →	31,916,396
国保特別会計（第2号）	6,218,324	252,431 →	6,470,755
介護特別会計（第1号）	5,756,208	328,924 →	6,085,132
後期特別会計（第1号）	1,312,537	1,712 →	1,314,249

2 令和5年度志木市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに定額運用基金の運用状況について

○概要説明：総務部長

令和5年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに定額運用基金の運用状況について、地方自治法の関連規定に基づき、令和6年9月定例会に上程するものである。

【提出議案】

- ・令和5年度志木市一般会計歳入歳出決算認定
- ・令和5年度志木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- ・令和5年度志木市志木駅東口地下駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定
- ・令和5年度志木市介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- ・令和5年度志木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

【議案附属資料】

- ・令和5年度決算 地方消費税交付金（引上げ分）の用途について
- ・令和5年度決算 森林環境譲与税の用途について
- ・令和5年度定額運用基金の状況

【根拠規定】

- ・地方自治法第233条第3項 ・地方自治法第241条第5項

【会計別決算額一覧】（単位：円）

	歳入	歳出	差引額
一般会計	29,649,489,215	27,870,006,283	1,779,482,932

国保特会	7,099,297,371	6,836,866,295	262,431,076
地下駐特会	49,808,808	49,808,808	0
介護特会	5,695,777,033	5,381,267,702	314,509,331
後期高齢者特会	1,165,259,027	1,160,546,287	4,712,740
計	43,659,631,454	41,298,495,375	2,361,136,079

3 令和5年度志木市一般会計継続費精算報告書について

○概要説明：総務部長

令和5年度を以って継続費に係る継続年数が終了した事業について、精算報告書を作成したので、地方自治法施行令第145条第2項に基づき、令和6年9月定例会にて報告するものである。

- (1) 事業名 : 市民会館・市民体育館再整備設計事業
- (2) 事業年度 : 令和3年度、令和4年度、令和5年度

4 志木市税条例の一部を改正する条例について

○概要説明：総務部長

地方税法の改正に伴い、公益信託に係る信託事務に関連する一定の寄附金の寄附金控除の対象への追加等をしたいため、志木市税条例の一部を改正する必要があるため、同法第3条第1項の規定により提出するものである。

【改正概要】

- ① 寄附金税額控除について
- ② 固定資産の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告について
- ③ 公益法人等に係る市民税の課税の特例について

【施行日】

- ① 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日
- ② 令和7年4月1日
- ③ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

5 志木市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○概要説明：子ども・健康部長

被保険者証の廃止（マイナンバーカードとの一体化）に伴い、過料の規定の整備を行うもの。

【改正概要】

- ①国保税の滞納のある世帯主に対し被保険者証の返還を求めた場合であって、世帯主がこれに応じないときに過料を科す旨の規定について、被保険者証自体が廃止されるため削除する。
- ②その他規定の整備

【施行日】

令和6年12月2日

6 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○概要説明：子ども・健康部長

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について協議を行う必要が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により、市議会に議案として提出するものである。

【改正概要】

被保険者証の廃止（マイナンバーカードとの一体化）に伴い、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約に掲げる市で処理を行う事務の名称を「資格確認書等の引渡し」、「資格確認書等の返還の受付」に変更するもの。

【施行日】

令和6年12月2日

7 令和6年度志木市水道事業会計補正予算（第1号）について

○概要説明：上下水道部長

志木市上下水道事業包括業務委託に係る債務負担行為限度額を変更するものである。（期間は令和6年度から令和11年度まで）

	補正前	補正後
限度額	500,000 千円	721,000 千円

【増額理由】

- ・当初予算作成時から労務単価（国土交通省建築保全業務）が上昇
- ・委託業務を7項目追加

8 志木市水道事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例

の一部を改正する条例について

○概要説明：上下水道部長

令和6年4月の水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、条例中の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する規定を水道法の規定により改正するものである。

【改正概要】

資格条件の緩和を目的とした改正

- ・経験年数について1/2の期間は水道以外（下水道、道路、河川等）の業務に従事した期間も算入可能とする。
- ・学校（大学等）卒業後の実務経験についても、必要とする履修科目の幅を緩和したうえで、基本的に上記と同様の措置とする。

【施行日】

令和7年4月1日施行

9 令和5年度志木市水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について

○概要説明：上下水道部長

（1）収益的収入及び支出（税抜）

水道事業収益 1,325,355,604 円

水道事業費用 1,311,463,459 円

当年度純利益 13,892,145 円

当年度未処分利益剰余金 275,173,852 円

剰余金の処分（案）処分（積立）は行わない

（2）資本的収入及び支出（税込）

資本的収入 153,025,000 円

資本的支出 572,853,327 円

収入不足額 419,828,327 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填した。

（3）供給単価及び給水原価（税抜）

供給単価（販売） 143 円 14 銭

給水原価（生産） 163 円 66 銭

差引 △ 20 円 52 銭

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費繰越
(県道川越新座線配水本管布設替に伴う舗装本復旧工事)

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費繰越
(浄水場設備更新事業)

10 令和5年度志木市下水道事業利益剰余金の処分及び決算の認定について

○概要説明：上下水道部長

(1) 収益的収入及び支出(税抜)

下水道事業収益 1,863,333,362円

下水道事業費用 1,705,477,300円

当年度純利益 157,856,062円

当年度未処分利益剰余金 364,987,875円

剰余金の処分(案) 処分(積立)は行わない

(2) 資本的収入及び支出(税込)

資本的収入 492,713,998円

資本的支出 876,342,064円

収入不足額383,628,066円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填した。

(3) 使用料単価及び汚水処理原価(税抜)

使用料単価 113円48銭

汚水処理原価 107円70銭

差引 5円78銭

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費繰越(館第一排水ポンプ場監視システム更新事業)

【報告】

1 自動車事故に係る損害賠償請求事件の専決処分について

○概要説明：福祉部長

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分したので報告するものである。

損害賠償額金 506,000円(駐車場修繕費)

(うち保険補填額金506,000円 責任割合100パーセント)

専決処分日 令和6年7月11日

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。